

**有人宇宙環境訓練設備利活用事業  
事業者の選定  
公募型企画競争に係る企画提案要請書**

2020年12月15日

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

有人宇宙技術部門長 佐々木宏

本企画提案への参加を希望する者(以下「応募者」という。)は、下記に基づき企画提案書等を宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)に提出してください。

記

1. 事業概要

(1) 件名

2021～2023年度 有人宇宙環境訓練設備利活用事業

(2) 事業の目的

機構が保有する無重量環境試験設備、閉鎖環境適応訓練設備、低圧環境適応訓練設備、複室式再圧設備の維持・保守を実施するとともに、自己の事業活動により広く有効活用していただける事業者を募集します。

2. 配布資料

(1) 事業者選定 評価基準表

(2) 有人設備利活用契約書(案)

(3) 有人設備利活用事業実施条件書

(4) 低圧環境適応訓練設備 保守管理条件書(利活用事業者用)

(5) 閉鎖環境適応訓練設備 保守管理条件書(利活用事業者用)

(6) 有人設備取扱要領書 (利活用事業者用)

(7) 低圧環境適応訓練設備 設備取扱要領 (利活用事業者用)

(8) 低圧環境適応訓練設備の運用に係る運用要員の認定基準 (利活用事業者用)

(9) 有人宇宙環境訓練設備利活用事業 事業者選定基準

### 3. 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満足する法人を対象といたします。

- (1) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」でD 等級以上の資格を有している者であること。
- (3) 別紙様式 1 により、配布資料(2)に基づき契約を締結する意思が表明されていること。
- (4) 共同企業体で応募する場合の要件は次のとおり。
  - 共同企業体で応募する場合には、その構成員の中から代表者(代表企業)を選定すること。
  - 共同企業体の代表者は、本業務に係る主契約企業として JAXA との連絡・調整等を行うこと。また、他の構成員のマネジメントを行うこと。
  - 共同企業体の構成員は日本法人であること。
  - 共同企業体の構成員が、単体法人又は他の共同企業体により重複して本事業への応募をしていないこと。
  - 共同企業体を構成する法人間において、契約相手方として選定後にその結成及び運営等について協定を締結すること。

### 4. 提案にあたっての要求事項

応募者は、4.1 項及び 4.2 項に掲げる資料(以下「企画提案書等」という。)を提出してください。

#### 4.1 企画提案書:紙媒体 15 部及び CD-ROM 等の電子媒体 1 部

提案者は、本企画提案要請書及び配布資料を参照の上、以下の事項について、具体的な提案内容を記述してください。なお、配布資料(1)に示す必須項目及び加点項目についても考慮に入れた上で提案書を作成してください。記載内容を補足する資料(パンフレット、投資家向け資料等)があれば、積極的に添付してください。また、提出資料に対する JAXA からの照会先として、住所、会社名、部署名、責任者名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

#### (1) 本事業の実施体制

##### ① 会社体制

社内体制及び問題が生じた場合の責任の所在について明記すること。

##### ② 本事業の実施に伴う安全管理体制

事業従事者及び顧客の安全管理体制及び安全管理方法について明記すること。

##### ③ 従事者の経歴等

本事業の従事者の経歴(業務経歴、研修経歴、機械設備の保守・運用に関する経歴等)を明記すること。

##### ④ 本事業実施に伴う情報・セキュリティ等の管理体制

本事業実施に関するセキュリティ体制(個人情報の管理体制、情報管理体制、情報管理規程及び社内教育に係る教育訓練実績等)及びその管理方法について明記すること。

⑤ 品質管理マネジメント体制

本事業の履行に必要な品質管理マネジメント体制・システム及びその運営方法について明記すること。

(2) 設備の保守・維持の実施

① 設備の保守・維持の実施体制

契約期間を通じた設備の保守・維持の実施体制について明記すること。なお、対象設備もしくはそれに準ずる設備の保守・維持の経験を持つ要員を従事させる場合は、経験年数及び人数について明記すること。

② 設備の保守・維持の実施

設備の保守・維持の実施に際し、作業方法の工夫等により設備の長寿命化に資する提案がある場合には、その提案内容を記載すること。ただし、2.に掲げる配布資料記載の基準等の変更を要する提案をする場合には、変更しても所定の機能性能が担保できることを技術的に証明すること。

(3) 設備の利活用事業の実施

① 設備の利活用事業の実施体制

契約期間を通じた設備の利活用事業の実施体制について明記すること。

② 利活用事業の事業内容

対象設備の全て若しくは一部を利用した利活用事業の事業内容について、具体的に明記すること。

③ 低圧設備の運用要員の認定取得

配布資料(6)に定める低圧設備の運用要員の認定のために機構が要求する訓練の実施方法について明記すること(なお、自社訓練又は外注訓練を問わない)。

(4) 機構への利益還元率

本事業により事業者が得る利益から機構に対する還元率について、本事業の利益見通しを踏まえた算定根拠と併せて明記すること。

4.2 応募資格書類

(1) 法人の現在事項証明書の写:1部

(2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)の写:1部

(3) 契約締結に係る意思表示書(別紙様式1):1部

※法人の代表権を有する者が発行する意思表示書とすること

(4) 共同企業体の結成及び運営等について定めた協定書(コンソーシアム契約)案(共同企業体での応募の場合):1部

4.3 企画提案書等の提出先

〒305-8505

茨城県つくば市千現 2-1-1

宇宙航空研究開発機構 筑波宇宙センター

有人宇宙技術部門 宇宙飛行士運用技術ユニット 「有人設備利活用事業窓口」

担当電話番号 050-3362-6624

Email kato.maya@jaxa.jp

#### 4.4 企画提案書等の提出期限

2021年1月19日(火)12時(必着)

#### 4.5 秘密保持

当該提案に応募者が保有する秘密情報が含まれている場合は、JAXAとの間で秘密保持契約書(別紙様式3)を締結した上で、当該情報が含まれる企画提案書の該当ページ右上に「第三者開示制限」と記すこと。

なお、企画提案全体を秘密情報とする場合は、企画提案書の表紙に「第三者開示制限」と記す方法をもって各ページへの個別の表示に代えることができるものとする。

企画提案提出に当たって秘密保持契約書(別紙様式3)の締結を希望する場合には、4.3項の担当者へ連絡すること。

#### 5. 質疑応答

本公募に関する質問については、以下のとおり受け付けます。

##### (1) 質問について

- ① 質問のうち重要なものについては、JAXA指定の書式(別紙様式2)又はこれに準じた質問書により行うこと。
- ② 質問のうち軽微なものに限り、口頭又は電子メール等で行うことができる。
- ③ 質問の受付は、本資料4.3項の担当者が行う。
- ④ 質問の受付期限は、2020年12月25日(金)12時までとする。

##### (2) 回答について

前項①の質問に対する回答は、書面により行う。質問を行った者は、必要がある場合、JAXAからの回答に対し再質問等を提出し、企画提案書等提出時まで疑義のないようにすること。

##### (3) 通知について

各質問/回答について、その内容が公平性の観点から説明会に来て登録した社全員に周知すべきであるとJAXAが判断した場合は、JAXAから他の者に質問/回答の内容を通知する。

#### 6. 企画提案の評価等

- (1) 評価プロセスについては、配布資料(9)に定める。
- (2) 評価を行うために必要がある場合には、企画提案書等の内容等についての質問や関連資料等の追加提出を求めることがある。
- (3) 評価の経緯及び評価内容等は原則公表しない。

#### 7. 選定結果の通知

- (1) 前項の評価の結果は、選定結果を応募者全員にそれぞれ通知する。また、選定された法人名は契約締結後にJAXAのホームページに掲載する。
- (2) 何らかの理由により前項による選定が出来ない場合又は当該選定を再度行おうとするときは、その旨をJAXAのホームページに掲載することにより通知する。
- (3) 選定結果通知予定日:2021年1月26日(火)

#### 8. 契約締結

- (1) JAXAと選定された法人との間で2.(2)項の契約書(案)に基づき契約締結する。

#### 9. 企画提案書等の取扱い

- (1) 本企画提案要請書は、事業者選定のための資料提出を要請するものであって、直ちに企画提案書等の内容で契約を締結するものではない。
- (2) 企画提案書等の内容は、提出期限後の変更・差替えを認めない。
- (3) 4.5 項で識別された秘密情報については、JAXA は、事前に書面による応募者の同意なしに第三者にこれを開示し、または他の目的に転用しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、JAXA が行う他の調達に関する競争参加資格の停止を行うことがある。

#### 10.その他

- (1) 企画提案費用  
本企画提案に要する費用は応募者の自己負担とする。
- (2) 環境への配慮  
企画提案の内容が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称グリーン購入法）第 7 条 1 項及び「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（後者は JAXA の公開ホームページにおいて公開している。）に適合したものになるよう配慮すること。

以上

（別紙様式 1）

## 契約締結に係る意思表示

年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
有人宇宙技術部門長 佐々木 宏 殿

(会社名)  
(代表権者)  
(氏名) 印

有人宇宙環境訓練設備利活用事業事業者選定に係る公募型企画競争への応募を行うにあたり、本企画提案において事業者として選定された場合、本件提案要請書 2. (2) の契約書案により宇宙航空研究機構（以下「JAXA」という。）との間で契約を締結する意思があることを表明いたします。

以上

(別紙様式 2)

## 質問書

年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
有人宇宙技術部門長 佐々木 宏 殿

(会社名)  
(職位)  
(氏名) 印

件名：2021～2023 年度 有人宇宙環境訓練設備利活用事業

No.	質問事項
(文書名)  (ページ)	
(回答)	
(回答に対する諾否)	印

秘密保持契約書

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、有人宇宙環境訓練設備利活用事業事業者（以下「事業者」という。）の選定過程において、〇〇及び機構（以下「本契約当事者」という。）の間で授受される秘密情報の取扱に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、事業者を選定するための公募型企画競争に係る企画提案要請（以下「本RFP」という。）において、本契約当事者が授受する秘密情報及び秘密情報の取扱について定めることを目的とする。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、本RFPにおいて、情報を開示する本契約当事者（以下「開示者」という。）が、開示者より情報を受領する本契約当事者（以下「受領者」という。）に開示する情報のうち、秘密であることが表示された情報をいう。ただし、次の各号の一に該当する場合は除外する。

- (1) 開示者から開示される以前に既に所有していたもので、係る事実が立証できるもの。
- (2) 開示者から開示される以前に既に公知のもの。
- (3) 開示者から開示された後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに開示されたもの。
- (5) 開示された情報によらず独自に創作したものであることが証明できるもの。

(秘密保持)

第3条 受領者は、開示者より開示された秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって保持し、開示者の書面による事前の同意を得た場合を除き、開示者から開示された秘密情報を、本RFP以外の目的に使用してはならない。

- 2 受領者は、本RFPのために秘密情報を知る必要のある自己の役員又は従業員若しくは職員に対してのみ秘密情報を開示できる。
- 3 受領者は、開示者の書面による事前の同意を得た場合を除き、開示者から開示された秘密情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、受領者は、第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に対して、本契約において自己が負う義務と同等の義務を課すものとする。
- 4 前3項にかかわらず、受領者は、法令又は裁判若しくは官公庁の命令により、相手方から開示された秘密情報の開示を要請された場合、当該法令又は命令の範囲内で、当該秘密情報を開示できる。この場合、当該開示先に対し可能な限りの秘密保持の措置を講ずるとともに、開示する内容を速やかに開示者に通知する。
- 5 本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、機構は、本RFPの選定過程において、本契約に定める条件に従い、外部評価者に対し、秘密情報を開示することができる。ただしこの場合、機構は本契約のもとで自己が負う義務と同等の義務を当該外部評価者に課すものとする。

(返還)



第4条 受領者は、本契約の終了後、開示を受けた秘密情報（開示された秘密情報の複製物及びこれらの全部又は一部を含む電子媒体等を含む）を、開示者に返却又は破棄する。

（発明等の取扱）

第5条 受領者は、開示者の秘密情報に基づき、発明、考案、意匠の創作等の技術的成果が生じたときは、直ちに開示者に対して通知し、当該技術的成果の帰属及び取扱等について協議する。

（損害賠償）

第6条 開示者は、他の受領者が本契約に違反した場合、それにより被った直接的な損害の賠償に限り、当該受領者に請求できる。

（有効期間）

第7条 本契約の有効期間は、本契約の締結日より2024年3月31日までとする。ただし、本契約当事者間の合意により、途中解約又は延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本契約第3条から第6条の規定は、本契約の有効期間終了後も、3年間有効に存続する。

（その他）

第8条 本契約は、本契約当事者間における物品の売買、役務の提供若しくは権利の許諾又はこれらの予約又は本契約に定めのない事項を約定するものではない。

2 本契約は、本契約に規定された義務に違反しない限り、本契約当事者が独自に又は第三者と類似の情報交換及び開発等の目的を追求することを制限するものではない。

3 本契約において開示された秘密情報は、開示者に帰属するものとし、開示者による秘密情報の開示は、本RFPのために使用する権利を除き、秘密情報の譲渡、ライセンスその他いかなる権利を許諾するものではない。

（協議解決）

第9条 本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、本契約当事者間で協議し、解決する。

（合意管轄）

第10条 本契約及びこれに付随する一切の約定に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、本契約当事者が記名捺印の上、各 1 通を保管するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(〇〇)	<b>【所在地】</b> 〇〇株式会社
	<b>【代表者所属】</b>
	<b>【代表者役職・氏名】</b>
(機構)	茨城県つくば市千現 2-1-1 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 有人宇宙技術部門 事業推進部長 川崎 一義